令和７年度
既存建築物液状化対策工法審査証明書取得費用補助金
募集要領

■制度に関するHPのURL

募集要領・申請様式のダウンロードが可能です

＜既存建築物液状化対策工法審査証明書取得費用補助金＞（東京都建築物液状化対策ポータルサイト）

https://kenchiku-ekijoka.metro.tokyo.lg.jp/index.html

■本事業の制度に関するお問い合わせ先

東京都都市整備局市街地建築部 建築企画課 耐震化推進担当

〒163-8001 新宿区西新宿２－８－１ 東京都庁第２本庁舎３階南側

TEL　03-5388-3362

E-mail S0000168@section.metro.tokyo.jp

受付時間　９時から 17 時まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日等の休日、年末年始期間（12 月 29 日から１月３日まで）を除く）

目次

本募集要領の目的 3
本募集要領で使用する用語 3
1 補助金の概要 4
1.1 目的 4
1.2 補助対象者 4
1.3 補助金の交付対象となる経費（補助対象経費） 4
1.4 補助金の交付額 5
1.5 申請から補助金受領までの主な流れ 5
2 申請に当たって 6
2.1 交付申請の受付期間 6
2.2 申請手続きの主な流れ 6
2.3 申請手続きの代行について 6
2.4 補助対象者と補助対象証明の申請者の関係について 6
2.5 事前相談と事前申込書の提出 7
3 交付申請 8
3.1 交付申請 8
3.2 交付決定 9
4 請求と補助金支払 10
4.1 請求 10
4.2 補助金支払 10
5 補助金交付に当たっての留意事項 11
6 提出書類 12
6.1 提出書類一覧 12
6.2 添付書類 12

本募集要領の目的

本募集要領は、既存建築物液状化対策工法審査証明書取得費用補助金交付要綱（以下「要綱」という。）をもとに、本事業の補助金申請をしようとする皆様（以下「申請者」という。）の事務処理が適正かつ円滑に実施されることを目的に作成しております。

申請にあたっては、本募集要領と合わせて要綱本文等もご参照頂きますようお願いいたします。

本募集要領で使用する用語

証　明　書：建設技術審査証明協議会の会員である審査機関が実施する建設技術審査証明事業における審査証明書

1　補助金の概要

1.1 目的

建築物の液状化被害に対する先導的な技術を開発し、建設技術審査証明協議会の会員である審査機関が実施する建設技術審査証明事業における証明書を取得する事業者に対し、東京都（以下「都」という。）が証明書の取得費用及び証明書の取得に要する費用の一部を補助し、既存建築物の液状化対策を促進することを目的としています。

1.2 補助対象者

補助対象者は、証明書の取得費用を負担する事業者です。

1.3 補助金の交付対象となる経費（補助対象経費）

補助対象となる経費は、次の①又は②に係る経費です。

①証明書の取得手数料

②当該工法の証明に要する費用（実験費用など。ただし、知事が認めたものに限ります。）

なお、開発目標は次に掲げる事項の全てを満たす工法になります。

ア　建築物の液状化被害に対する改良効果が得られること

イ　非液状化層厚Ｈ１≧３ｍを満足できること

なお、非液状化層厚（Ｈ１）とは、「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針」（平成 25 年４月国土交通省技術的助言）における「非液状化層厚（Ｈ１）」をいう。

ウ　設計地震動M7.5　地表面加速度 200gal を想定した設計とすること。

エ　既存建築物（主要構造部が木造である建築物にあっては階数が３以下、その他の構造である建築物にあっては階数が２以下のもの、かつ延べ面積が 200 ㎡以下のもの）に適用できる工法であること

また、②当該工法の証明に要する費用については、次のようなものを想定しています。

補助対象となるかは個別にご相談ください。

ア　補助対象とするもの

・試験、実験、解析及び機械開発等で審査機関が交付する「報告書」等に記載されたもの

・その他、取得に要すると知事が認めたもの

イ　補助対象としないもの

・費用の妥当性の確認が困難な試験や実験等（例：地盤調査費　など）

・参考的な位置付けの試験

・要綱施行前に実施した試験　など

本補助金以外に都、国又は区市町村から交付される補助金等（原資に都費を含むものに限る。）を重複して受給することはできません。このような補助金を合わせて利用する場合は、補助対象費用を明確に切り分け、重複することがないようにしてください。重複受給していることが明らかとなった場合は、交付決定の取消しや補助金の返還命令などがなされる場合があります。

1.4 補助金の交付額

予算の範囲内において、1.3 に掲げる補助対象経費について、以下の額を補助します。ただし、審査証明書の交付を受けた場合に限ります。

補助事業	補助率
証明書の取得手数料	対象経費の２分の１ (限度額 150 万円)
当該工法の証明に要する費用	対象経費の２分の１ (限度額 500 万円)

※1,000 円未満がある場合、補助額は切捨てとなります。

1.5 申請から補助金受領までの主な流れ

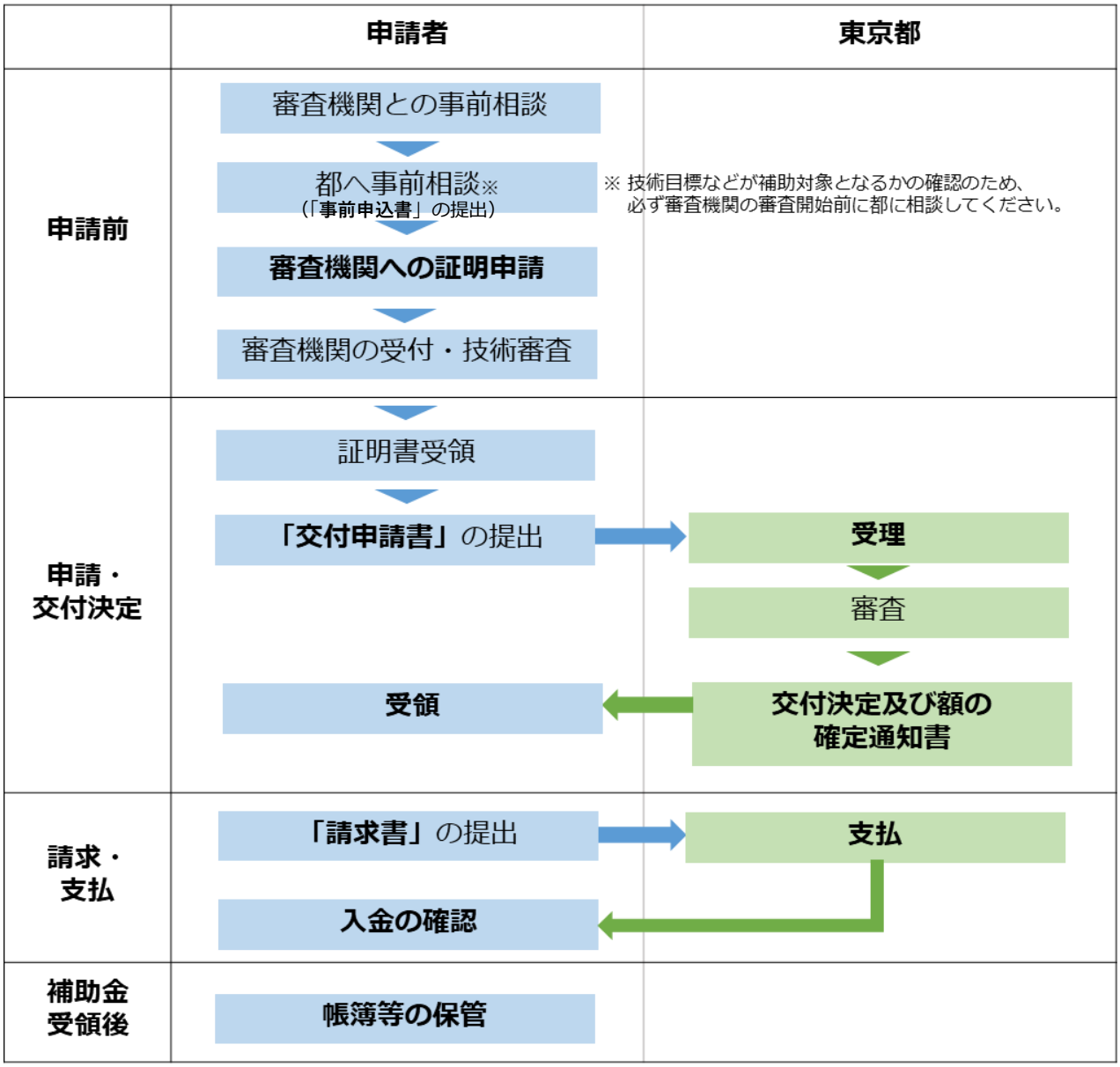

2　申請に当たって

2.1 交付申請の受付期間

交付申請の受付は、**令和７年４月１日（火曜日）から令和８年３月１３日（金曜日）まで**です。

※申請の受付方法は窓口、郵送又はメール受付です。（詳細はＰ９をご覧ください。）

※申請書類に不備があると受付できませんのでよくご確認ください。不足書類等が全て揃った日が受付日となりますので、時間の余裕をもって申請していただきますようお願いします。

※受付した申請書は先着順で審査を行い、予算額に達した時点で受付を終了します。

2.2 申請手続きの主な流れ

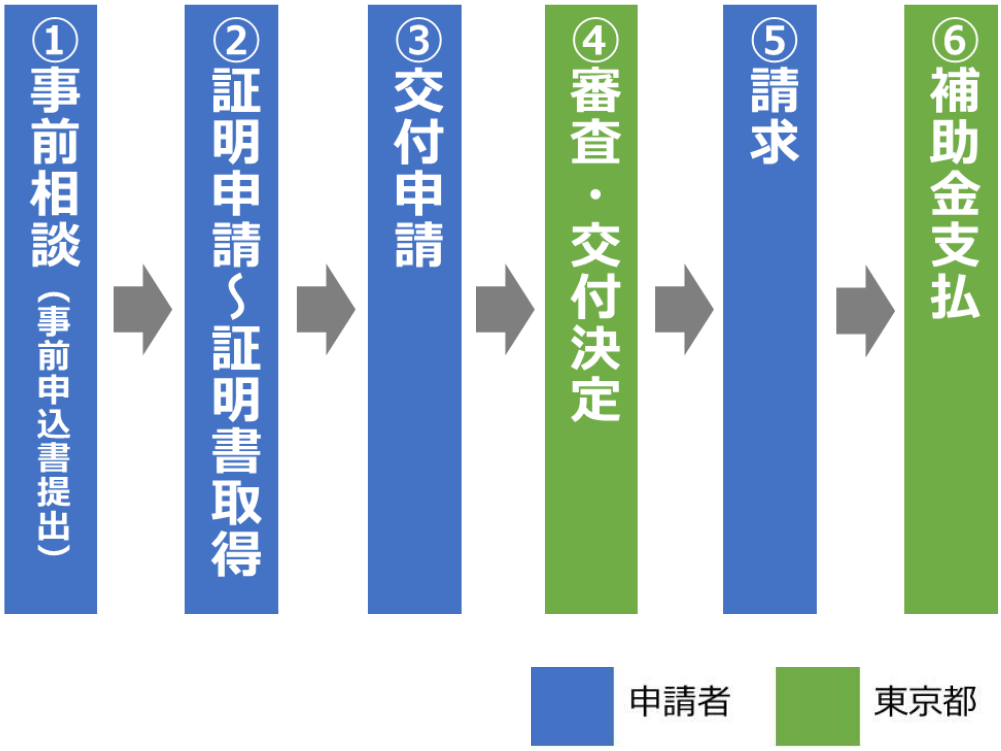

2.3 申請手続の代行について【手続代行者による申請も可能です】

・申請者は、補助金の交付に係る手続を、当該証明書の申請を行う者に委任することができます。

・原則として、申請書類等についての申請者への質問や依頼は手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって対応してください。

2.4 補助対象者と補助対象証明の申請者の関係について

・補助対象者と申請者が異なる場合（複数の事業者が共同で申請を行う場合など）は、補助対象経費が補助対象者の負担であることが確認できる書類（契約書等）を交付申請の際に提出してください。

2.5 事前相談と事前申込書の提出

・証明書の審査依頼をする前に補助対象となるかを確認のため、必ず事前相談をし、事前申込書を提出して下さい。電話又はメールにて相談日時のご予約をお願いいたします。

・申請書等の記載方法、添付書類、補助対象経費の考え方などについてはメールやお電話にてお気軽にご相談ください。

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進担当
TEL 03-5388-3362　E-mail S0000168@section.metro.tokyo.jp

3　交付申請

3.1 交付申請　【申請者が行う手続】

・補助金の交付を受けるためには、交付申請が必要です。交付申請受付が可能な期間は以下のとおりです。ただし、受付期間以前でも予算額に達した場合は受付を終了する場合があります。

なお、交付申請は証明書を取得した年度のみ申請対象としますのでご注意ください。

【受付期間】令和７年４月１日（火）から令和８年３月１３日（金）まで

3.1.1 申請書類の様式のダウンロード

【URL】https://kenchiku-ekijoka.metro.tokyo.lg.jp/index.html

3.1.2 申請書類の書き方と添付書類

・申請書類は来庁（窓口受付）又は郵送（郵送受付）の場合は、**A4 紙ベース**で**２部（正本・副本）**ご提出ください。
・メールで申請する場合、**副本**の提出は不要です。
・申請書類の記載例と添付資料については、上記 URL をご確認ください。

3.1.3 申請書類の提出先

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進担当
TEL 03-5388-3362　E-mail S0000168@section.metro.tokyo.jp

・申請書類は、上記申請先へ直接来庁（窓口受付）、郵送（郵送受付）又はメールにて提出してください。
・申請書類に不備があると受付できませんので、よくご確認ください。
・不足書類等が全て揃った日が受付日となりますので、ご留意ください。

【受付方法と留意事項】

受付方法	留意事項
窓口受付	・**お越しになる前に上記申請先まで来庁日時の予約**をお願いいたします。担当者不在の場合、受付できない場合があります。 　受付時間　9 時から 17 時まで（土曜日、日曜日、国民の祝日等の休日、年末年始期間（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く）
郵送受付	・**申請書類を受領した旨の連絡は致しません**ので、配達状況が確認できる方法（簡易書留など）でお送りください。 ・必要に応じて内容についてお電話で確認させていただきますので、ご対応をお願いいたします。

メール **(推奨)**	・本人確認と提出書類についてお電話で確認させていただきますので、ご対応をお願いいたします。 ・連絡がない場合は、お電話をお願いいたします。

3.2 交付決定　　【都が行う手続】

・都は、交付申請の受付後、申請内容を審査し、適当と認める場合は交付決定を行います。

3.2.1 審査

・審査過程で、申請書類に関するヒアリングや調査等を行う場合があります。

・審査の途中経過に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

3.2.2 交付決定

・申請内容を審査し、適当と認めた場合は、**交付決定通知書を申請者（申請者から手続代行者に受領を委任されている場合は手続代行者）に郵送**します。

・**交付決定通知書の再発行はできませんので大切に保管してください。**

・交付決定通知書の発送日に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

・交付決定通知書をもって、補助金額の額の確定とします。

3.2.3 交付申請の取下げ

・申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、**交付決定通知書を受領した日から 14 日以内**に補助金の交付申請を別記第４号様式（第８条関係）により取り下げることができます。

4　請求と補助金支払

4.1 請求　【申請者が行う手続】

交付決定通知書を受けた後、速やかに請求書に必要な書類を添えて提出してください。

本補助金の請求には、「支払金口座情報登録依頼書」（新規登録者）又は「支払金口座振替依頼書」（口座登録済者）が必要です。初めて東京都からの支払いを受ける方は、下記ページから「支払金口座情報登録依頼書（新規）」Excel ファイルをダウンロードの上作成をお願いいたします。

■新規登録の方

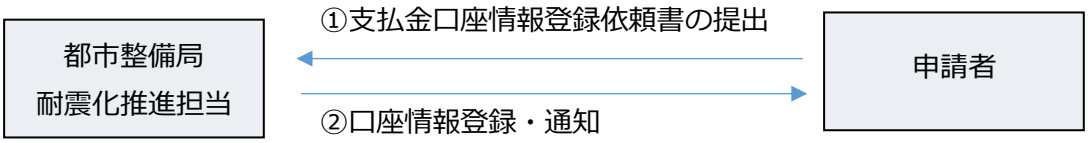

■支払金口座振替依頼書をお持ちの方又は東京都に口座情報登録をしている方

耐震化推進担当に「支払金口座振替依頼書」をご提出ください。「支払金口座振替依頼書」を紛失した方や 2 年以内に東京都から支払いを受けたことがある方は、耐震化推進担当にご相談ください。

4.1.1 請求書の様式のダウンロード

【URL】 https://kenchiku-ekijoka.metro.tokyo.lg.jp/study.html

4.1.2 申請書類の書き方と添付書類

・請求書の記載例と添付資料については、東京都建築物における液状化対策ポータルサイトをご覧ください。

【URL】 https://kenchiku-ekijoka.metro.tokyo.lg.jp/study.html

4.1.3 請求窓口

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進担当　TEL 03-5388-3362

4.2 補助金支払　【都が行う手続】

・請求内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付いたします。

・振込を行った旨の通知書は送付しませんので、口座のご確認をお願います。

5　補助金交付に当たっての留意事項

■他の補助金との重複受給の禁止

補助対象経費について、本補助金以外に以下の補助金等を受けることはできません。

・原資に都費を含む国、区市町村から交付される補助金等

■帳簿の作成及び保管

補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業終了後５年間保管してください。

■交付決定の取消

次のいずれかに該当した場合、都は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。

交付決定の取消は、補助金の額の確定後や補助金の交付後も適用されます。なお、補助事業の取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることとなります。この場合、返還までの期間に応じた違約加算金も併せて納付していただきます。

・偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき

・その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件、この要綱に基づく命令又は法令等に違反したとき

■事業実績の公表

本補助金の交付を受けた方には、以下のとおり、都が行う液状化対策の事例収集や広報活動への協力をお願いいたします。

・既存建築物にかかる液状化対策工法の審査証明書を取得したことについて印刷物やホームページ等により広く公表するものとします。

・都の求めに応じて、取得した審査証明書の技術を採用する対策工事の見学会を実施するなど、既存建築物の液状化対策について、可能な限り普及啓発を行うものとします。

・都の求めに応じて、既存建築物の液状化対策の普及に資する、設計、工事費、施工計画書等に関する技術資料を、補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのない範囲で提供するものとします。

・都が行う事例収集及び広報活動に協力するとともに、都がウェブサイトや出版物に自由に使うことができるクレジット記載不要の建築写真（外観、内観）を５枚以上提供するものとします。

6　提出書類

6.1 提出書類一覧

手続		No	名称	備考
交　付申請	様式	1	交付申請書	別記第１号様式
	添付書類	1	補助対象経費を確認できる書類	審査手数料の領収書　など
		2	技術関連書類　一式	建設技術審査証明報告書　など
		3	（補助対象者と証明申請者が異なる場合）補助対象者と証明申請者の関係性が確認できる書類	契約書など
		4	（代理申請の場合）委任状	
		5	その他知事が指定する書類	
請求	様式	1	請求書	別記第６号様式
	添付書類	1	支払金口座振替依頼書	あらかじめ、 支払金口座情報登録依頼書の提出が必要

6.2 添付書類

■技術関連書類　一式

・建設技術審査証明取得時に作成する報告書等審査内容が分かる書類を提出してください。
技術名称、技術概要、適用範囲、開発目標、品質管理や設計体制、施工体制に関する資料、技術に関するマニュアル、施工実績又は性能試験結果　などが分かる資料一式

■補助対象経費を確認できる書類等

・申請手数料が確認できる資料や実験費用などの工法の証明に要する経費が分かる資料等を提出してください。

■（補助対象者と証明申請者が異なる場合）補助対象者と証明申請者の関係性、一部の法人が費用負担することが確認できる書類

・契約書等、費用負担する旨が確認できる書類を提出してください。